

令和5年（ワ）第2913号 オンライン記事掲載差止等請求事件

原告（申立人） 部落解放同盟埼玉県連合会 外1名

被告 宮部龍彦

閲覧等制限の申立て（訂正）

2024年12月4日

さいたま地方裁判所 第2民事部 御中

申立人ら訴訟代理人弁護士 山 本 志 都



上記当事者間の頭書事件につき、申立人らは、民事訴訟法92条に基づき、2024年2月21日付で閲覧等制限の申立てを行ったが、その範囲について訂正する。

第1 申立ての趣旨

提訴後、提出された主張書面及び証拠のうち、

- ①個人の名前
- ②個人の住所
- ③個人の商店及び工場
- ④集会所や隣保館内の地名につながる表記

について、閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求をすることができる者を本件訴訟当事者に限る（添付した原告ら第3準備書面、甲36、乙2ないし8号証、12及び13号証のとおりでの範囲での閲覧若しくは当社、その正本、謄本若しくは抄本

の交付又はその複製の請求を認める)。

第2 申立ての理由

- 1 訴状において原告らは、被告が本件記事をウェブサイト上で公開等することにより、原告らの人格的権利・利益及び業務遂行権が侵害されることを主張している。

したがって、訴訟記録中に当事者及びその関係者の私生活についての重大な秘密が記載されており、かつ、第三者が秘密記載部分の閲覧等を行うことにより、その当事者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることは明らかである。

- 2 よって、原告らは、原告らの社会生活を保護するため、申立ての趣旨記載の裁判を求める。

以上